

はじまりました 障害者自立支援法

▼障がい者を取りまく環境

○障がい者とは

障害者基本法第2条では「障害者とは、身体障害、知的障害又は精神障害があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」と定義されています。

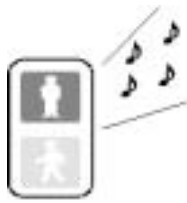
今までは、障がい者は施設に入所するというような考えが中心となっていました。しかし現在では、ノーマライゼーション（※1）の理念に基づき障がい者が地域で安心して生活できる環境づくりが重要になっていきます。

例えば、音声案内のある信号機（※2）や段差のない歩道、点字ブロック（※3）など普段生活している中にも障がい者のための配慮があります。しかし、障がい者専用のトイレを設置してある食堂やレストランが少なく、決められたお店しか利用できないなどの現状もあります。



※1「ノーマライゼーション」高齢者や障がい者などハンディキャップがあってもごく普通の生活を営むことができ、かつ差別されない社会をつくるという基本理念のことです。

※2「音声案内のある信号機」現在では、全国の信号機の1・3%だけ設置しています。最近では「カッコウ」と「ピヨピヨ」の鳥の鳴き声が多くなってきました。東西方向への横断と南北方向への横断で音を分けています。



※3「点字ブロック」駅などにある点字ブロックには2種類あります。細長いブロックは進むべき方向を表し、丸いブロックは止まれを表しています。

在宅における障がい者の福祉 制度についてご存知ですか？

●補装具給付事業

身体の部分的欠損または身体機能の障がいを直接補つことにより、身体機能の回復を助ける用具を交付・修理する事業。

●重度心身障害者日常生活支援用具給付事業

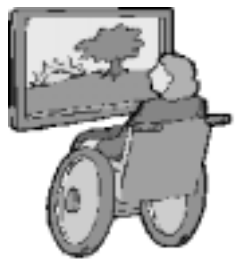
在宅の身体・知的障がい者（児）に対して、日常生活における支障が解消されるように、手帳の程度や障がいの種類により用具の給付や貸与を行う事業。

●人工透析患者通院交通費補助事業

人工透析を行っている方に対して、通院にかかる交通費を補助する事業。ただし、通院している医療機関までの距離など要件があります。

●治療材料、衛生器材給付事業

在宅の障がい者で、寝たきり



や内部障がい（人工肛門や人工膀胱を造設している方）などに、4ヶ月ごとに給付券を発行し、治療などに必要な用品などの購入を補助する事業。

●その他、障がいについてのご相談などありましたら、お気軽に役場健康福祉課までお問い合わせください。

◆健康福祉課 ☎72-6934

第44回福島県障がい者 総合体育大会

小野高等学校生が ボランティア参加

5月21日、郡山市において障がい者の総合体育大会が開催され、小野町からは、身体障害者福祉会のみなさんが参加しました。

今年は、ボランティアとして小野高等学校から9名の生徒に参加をいただきました。会員の介添えや競技者への応援、



小野高校のボランティアのみなさんと



力走する遠藤智一さん

一緒に昼食をとったりと楽しい一日を過ごし交流を深めました。競技では、車いす100M走に出場した遠藤智一さん（谷津作）が見事1位になりました。